

令和7年度 第1回 忠岡町文化会館運営委員会

日時：令和8年3月27日（金）午前10時～

場所：忠岡町文化会館 地階第1,2会議室

1 開 会

2 あいさつ（委員長）

3 議 題

（1）文化会館利用者拡大に向けた今後の運営について（資料1）（資料2）

4 意見交換（委員）

5 その他

6 閉 会

## 文化会館の運営に関するこれまでの主な整理事項

### 【令和4年度 運営委員会の整理】

#### 【諮問①】「持続可能な総合施設としての運営方針について」

「働く婦人の家」の機能を公民館へ統合することにより、地域住民が利用しやすい文化拠点としての充実を図ることとした。

#### 【諮問②】「各館の特性を生かした発展的な事業展開について」

登録クラブに関する要綱見直しに向けた検討の開始

Wi-Fi 環境整備、ロビー活用、開館日の見直し等、文化会館の利便性向上に向けた検討の開始

### 【令和5年度 運営委員会の整理】

#### 【諮問②】「各館の特性を生かした発展的な事業展開について」

#### 1. クラブ利用が多く、新規利用者の受け入れが困難

- ・ クラブが多数の枠を占めており、一般利用者が利用しにくい状況が指摘された。
- ・ 1 か月あたりの利用回数や利用時間の在り方を精査する必要性が確認された。

#### 2. 登録条件・減免制度に関する検討

- ・ 堺市以南 13 市町の減免基準・登録条件を調査し、比較検討を実施。
- ・ 本町の登録条件は他市より厳しめであることが共有され、「概ね 6 名」「概ね 50%以上在住・在勤」への緩和案が提示された。
- ・ 減免割合については、現行の全額免除から 50%減免案が示され、受益者負担の考え方を踏まえた見直しの必要性が議論された。

#### 3. クラブ間の連携不足

- ・ クラブ同士の交流がほとんどない現状が課題として挙げられた。
- ・ 部会制やクラブ協議会の導入など、連携を促す仕組みの検討が必要とされた。
- ・ 「クラブ体験ウィーク」など、開かれた活動の実施案も提示された。

#### 4. 広報・情報発信の不足

- 新規利用者に向けた情報発信が十分でないとの意見が出された。
- 広報紙やチラシ、体験イベントなどを活用した周知強化の必要性が確認された。

#### 5. 施設の利便性向上(Wi-Fi、自習室、ロビー等)

- Wi-Fi 環境の整備状況が共有され、自習室(R5.7 設置)・図書館(R7.3 設置)で環境が整備された。
- 自習室の名称や運用方法の見直しが必要との意見が出された。
- ロビーの有効活用についても改善の余地があるとされた。

## 文化会館利用者拡大に向けた今後の運営について

### 1. クラブ活動の現状と課題

登録クラブ数は微減傾向にありますが、特定の部屋(4階軽運動室)への利用集中が課題となっています。

#### ・登録状況の推移

- 会員数・件数: 令和5年度の55件(636名)から令和7年度は52件(602名)へと微減しています。
- 規約遵守の状況: 令和7年度において、会員数や居住地条件などの要綱を満たしていないクラブが11件存在します。

| 年度    | 登録件数 | 会員数 | 要綱を満たしていない<br>クラブ数(※) | 軽運動室利用クラブ数 |
|-------|------|-----|-----------------------|------------|
| 令和7年度 | 52   | 602 | 11                    | 17         |
| 令和6年度 | 53   | 604 | 10                    | 17         |
| 令和5年度 | 55   | 636 | 8                     | 17         |

#### ・利用の偏り(令和7年度)

- 軽運動室: 登録17クラブのうち、約88%(15クラブ)が「月4回」の頻度で利用しており、飽和状態にあります。
- その他の部屋: 月1~2回の利用が中心(計28クラブ)であり、利用枠に比較的余裕があります。

| 利用場所   | 月1回 | 月2回 | 月3回 | 月4回 | 合計クラブ数 |
|--------|-----|-----|-----|-----|--------|
| 軽運動室   | 1   | 0   | 1   | 15  | 17     |
| その他の部屋 | 16  | 12  | 2   | 5   | 35     |

#### 【課題】

- ・軽運動室の利用集中により、新規利用者の受け入れが困難な状況

・文化会館の利用がクラブ活動中心となる中で、利用者による地域への還元や施設利用の広がりが十分といえない。

⇒登録条件や減免制度の見直し、他施設との整合性を考慮した段階的な制度改定の検討が必要です。

## 2. 一般利用・自習室等の実績分析(4月～12月実績)

全体的な貸出件数は前年を下回っていますが、自習室やロビー展など、新たな利用形態には成長が見られます。

### ■一般利用状況

| 項目       | 令和5年度    | 令和6年度    | 令和7年度    | 前年比    |
|----------|----------|----------|----------|--------|
| 貸出件数(全体) | 271件     | 382件     | 362件     | 94.8%  |
| 有料貸出件数   | 183件     | 214件     | 182件     | 85.0%  |
| 使用料収入    | 166,180円 | 288,720円 | 313,200円 | 108.5% |

- ・分析: 令和6年度に大きく伸びた貸出件数が減少に転じています。一方で、収入面が増加しているのは利用部屋の単価が影響していると考えられます。

### ■自習室利用状況

- ・自習室利用者: 令和5年度(109人)から令和7年度(254人)へと2倍以上に増加。
  - 特に小中学生の利用が大幅に増えています。
  - 課題として、高校・大学生の利用減少に対する周知・促進が必要です。

| 年度    | 社会人(人) | 高校・大学生(人) | 小中学生(人) | 合計(人) |
|-------|--------|-----------|---------|-------|
| 令和7年度 | 35     | 2         | 217     | 254   |
| 令和6年度 | 19     | 14        | 189     | 222   |
| 令和5年度 | 25     | 34        | 50      | 109   |

## ■ロビー展示等利用状況

- ロビー展: 開催件数は年々増加(R7は12月時点で7件)しており、空間の有効活用が進んでいます。

| 年度    | 開催件数<br>(件) |
|-------|-------------|
| 令和7年度 | 7           |
| 令和6年度 | 6           |
| 令和5年度 | 2           |

## 【今後の検討課題】

|              | 検討内容                                                                                            |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クラブ登録条件の見直し  | ・クラブが部屋を占有しており新規参入が難しい状況の改善<br>・1か月あたりの利用回数・利用時間の精査                                             |
| クラブ使用料減免の見直し | ・50%減免案の是非<br>・受益者負担の考え方                                                                        |
| クラブ間の連携強化    | ・クラブ同士の交流がほぼ無い現状の改善<br>・クラブ協議会や部会制の導入検討<br>・部会制および文化協会との連携について、運用方法の具体化と体制づくり<br>・地域還元活動の可視化と評価 |
| 広報・情報発信の改善   | ・クラブ体験ウィークの実施検討<br>・広報紙やチラシによる周知強化                                                              |
| 施設運営の改善      | ・開館日の見直し<br>・自習室の名称・運用方法の再検討<br>・ロビーの有効活用                                                       |

## 文化会館に関する条例・要綱等の改正状況

## (1) 令和5年4月1日施行

- ・ 忠岡町働く婦人の家条例 廃止
- ・ 同施行規則 廃止
- ・ 忠岡町公民館条例 一部改正
- ・ 同施行規則 一部改正
- ・ 公民館使用料減免要綱 制定

## (2) 令和6年4月1日施行

- ・ 登録クラブに関する要綱 全部改正
- ・ 登録クラブに関する要領 制定

〔「登録クラブに関する要綱」が大きく変わった箇所抜粋〕

※新要綱では社会教育法第 20 条を踏まえた位置づけが明確化された

| 新要綱の条文          | 新たに追加された内容                                                           |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 条(目的)       | 従来の文化活動中心の位置づけに加え、社会教育法第 20 条を踏まえ、公民館と連携して学習成果を地域に生かす趣旨がより明確に示された(※) |
| 第 4 条(登録許可の要件)  | 講師と代表・役員の兼任禁止／子ども主体クラブは保護者が会員として運営に参加                                |
| 第 5 条(文化協会との連携) | 文化協会との連携強化／部会長を選出し文化協会入会                                             |
| 第 6 条(遵守事項)     | 年 1 回以上の体験会・発表会の参加・協力＋活動報告書(新様式第4号)の提出／公民館・文化協会事業への協力                |
| 第 7 条(登録の効果)    | 第 5 週利用は別申請＋有料／登録クラブは通常の使用許可申請を省略可能                                  |